

特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク
「運営委員会」規約

(目的)

第1条 特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）（以下、法人）の定款第3条の目的を達成するため、迅速で円滑な事業実施ができるよう、定款第29条に基づき、設置される。

(構成)

第2条 運営委員会は、次の通り構成される。

- (1) 理事が所属する団体から 各1名
- (2) 代表理事 1名
- (3) 事務局長 1名
- (4) その他理事会によって選任された委員

(役割)

第3条 運営委員会は、定款第29条に基づき、以下の事項を議決する。議決した事項は理事会に報告し、承認を得るものとする。

- (1) 理事会の議決した事項の実施及び予算執行に関する事項
- (2) 災害発生時等における緊急対応に関する事項
- (3) 専門委員会の設置運営等
- (4) その他理事会の決議を経て委任された事項

(選任・解任)

第4条 運営委員は、代表理事及び理事会によって選任または解任される。

2. 運営委員が任期中に交代する場合、すみやかに後任の候補者を推薦し、代表理事及び理事会の承認を得る。

(任期)

第5条 運営委員の任期は、就任の日から翌年の3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

(開催)

第6条 運営委員会は、定例運営委員会として、原則1か月に1回開催する。開催にあたっては、開催日の5日前までに通知する。

2. 代表理事もしくは運営委員の提議により、臨時運営委員会を開催することができる。開催にあたっては、開催日の当日までに通知する。

3. 臨時運営委員会のうち、災害時など緊急を要する場合には、電子メール等において開催することができる。

(定足数)

第7条 運営委員会は、運営委員総数の2分の1以上の出席、もしくは事前に委任を持って表決権を行使するものを含めて運営委員総数の2分の1以上を満たさなければ、開催できない。

(議長)

第8条 運営委員会の議長は、運営委員の互選により決する。

(決議)

第9条 第3条に対して、運営委員各1名が、1票の表決権を有する

2. 運営委員会の議事は、出席した運営委員の過半数を持って決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

3. 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する運営委員は、該当事項について表決権を行使することはできない。

4. 運営委員会に参加できない運営委員は、代理人を立てることができる。

代理人は事前に申請された者のみとする。代理人は表決権を有する。

5. 運営委員会に参加できない運営委員は、別の運営委員への委任を持って表決権を行使することができる。

6. 第6条第3項において、臨時運営委員会を開催した場合、電子メール等において表決権を行使することができる。その場合、運営委員総数の過半数をもって決する。

(議事録)

第10条 議事録は事務局が作成し、運営委員会の承認を得る。

2. 運営委員会において承認された議事録は、理事および監事に共有する。

(報酬)

第11条 運営委員または代理人の出席に対して、謝礼を支払うことができる。

2. 交通費および必要に応じて宿泊費の実費を支給する。交通費、宿泊費については、法人の国内出張旅費規程に準ずる。

3. 委任状などの書面による表決をもって運営委員会に参加した場合は、報酬の対象とならない。

(オブザーバー)

第12条 議長は、必要に応じて運営委員会にオブザーバーの参加を認めることができる。

オブザーバーは議長の求めに応じて運営委員会で発言することができる。

(その他)

第13条 この規定は、理事会の決議を経て、変更できる。

附則

(規約の改定)

- 本規約における改訂は、理事会の承認を得る。

(施行日)

- この規約は、法人設立後最初の理事会の承認を経て、2016年11月8日より施行する。
- 運営委員会の設立当初における運営委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、2016年11月8日から2017年3月31日までとする。